

## 第 9 章

---

### 文化遺産の保存・活用の推進体制

# 第 9 章 文化遺産の保存・活用の推進体制

## 1. 町の体制

本計画で定める歴史や文化遺産の保存・活用に関する措置は、湯浅町教育委員会を中心として、庁内の関係部局と連携して進める。また、一般社団法人 湯浅町観光協会等の観光・まちづくり関係団体や、湯浅伝建地区保存協議会等の住民保存団体のほか、文化財保存活用支援団体である一般社団法人 和歌山県建築士会、和歌山県立博物館等の研究機関等の他機関との連携を強固なものにしていく。また、措置の実施にあたっては、湯浅町文化財保護審議会をはじめ関係審議会等にも意見を求める等、外部有識者とも連携を図る。

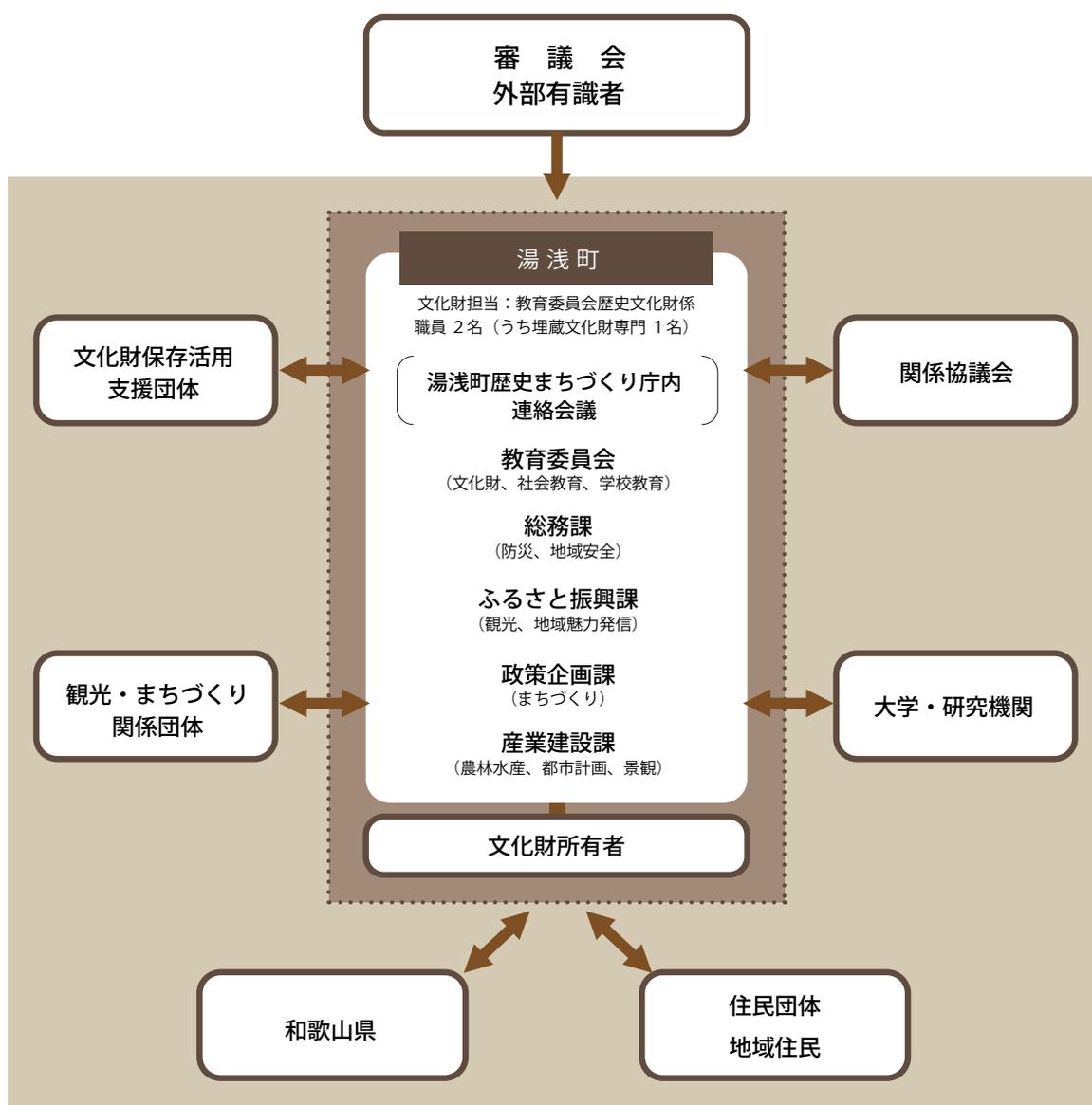


図 32 湯浅町の文化遺産保存活用の体制図 (令和 3 年 4 月時点)

## (1) 湯浅町

湯浅町では、歴史的風致維持向上計画の推進を中心に、歴史を活かした様々な施策について情報を共有し、部局をまたいだ意見交換や検討を行うため、令和2年度から、副町長を座長として「湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議」を設置し、所属長から担当者までが集って会議を行っている。本計画の推進についても、この庁内連絡会議を検討の場として、関係部局間の連携を密にした取り組みを進めていく。

### 《湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議》

- ◆教育委員会（文化財・伝建地区・社会教育・学校教育）
- ◆総務課（防災、地域安全）
- ◆ふるさと振興課（観光、地域魅力発信）
- ◆政策企画課（まちづくり）
- ◆産業建設課（農林水産、都市計画、景観）

## (2) 文化財保存活用支援団体

湯浅町教育委員会は、令和2年（2020）12月15日付けで、一般社団法人 和歌山県建築士会に対して、全国初となる文化財保存活用支援団体の指定を行った。これまで、伝建地区を中心に、ヘリテージマネージャーの養成講習の実施、各種調査の委託、湯浅町が直接実施する歴史的建造物の改修工事の設計・監理など、相互に連携してきたものを、より一層深化させ、歴史的建造物の調査、伝建地区の保存修理事業へのヘリテージマネージャーの関与機会の増加、災害を想定した復旧のあり方や体制づくりの検討などの事業に連携して取り組むこととしている。

### ◆一般社団法人 和歌山県建築士会

## (3) 関係協議会等

文化遺産の保存や活用に関する協議会等として、伝建地区の景観整備や地区の特性を活かした行事に取り組む地区住民による湯浅伝建地区保存協議会、文化財所有者らによって構成される湯浅町歴史文化財活用実行委員会、日本遺産「『最初の一滴』醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅」に関する事業を推進するため関係機関により構成される紀州湯浅日本遺産協議会などがある。

- ◆湯浅伝建地区保存協議会
- ◆湯浅町歴史文化財活用実行委員会
- ◆紀州湯浅日本遺産協議会

## (4) 観光・まちづくり関係団体

歴史や文化財の活用のため、観光・まちづくり関係団体との連携が必要である。湯浅町では、法人化して組織強化を図っている一般社団法人 湯浅町観光協会が、行政の観光部局と連携しながら、様々な観光事業を行っている。また、湯浅町商工会は、古くから湯浅町のまちづくり、観光に力を注ぎ、湯浅町と連携して事業を行ってきた。これらの観光・まちづくり関係団体と、その構成員である町内企業や事業主等との連携を引き続き行う。

- ◆一般社団法人 湯浅町観光協会
- ◆湯浅町商工会

## (5) 学術・研究機関

本計画の推進にあたり、継続したさらなる文化遺産調査においては、町外の学術・研究機関との連携が必要不可欠である。県内の研究機関はもちろんのこと、様々な機会を通じて、県外の学術機関との繋がりを広げていくことが求められる。

- ◆和歌山県立博物館
- ◆和歌山県立紀伊風土記の丘
- ◆和歌山県立文書館
- ◆和歌山県立自然博物館
- ◆公益財団法人 和歌山県文化財センター

## (6) 審議会・外部有識者

本計画に基づく措置事業の進捗報告や、事業内容については、湯浅町文化財保護審議会に定期的に報告し、意見を求めるものとする。また、関連する湯浅町伝統的建造物群保存審議会や、湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会といった外部有識者等で構成する審議会等にも、必要に応じて意見を求めることにより、外部有識者や関係者の意見等を取り込むこととする。

- ◆湯浅町文化財保護審議会
- ◆湯浅町伝統的建造物群保存審議会
- ◆湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会

## 2. 体制整備の課題・方針

湯浅町のような小規模な自治体では、文化遺産に対する専門知見を持った職員の確保が非常に難しいといえる。湯浅町では、平成31年（2019）4月より埋蔵文化財専門職員を採用したが、それまで文化財の専門職員は不在であった。このことが、地域の文化遺産の現状把握や、郷土史家らによる地道な研究を活かしきれていない状況に繋がっているともいえる。伝建地区を有しており、地区外にも多くの歴史的建造物が所在する湯浅町にとって、さらに建築分野と歴史分野の専門職員を配置することが望ましいが、それまでの間、本計画を推進していくためには、文化財保存活用支援団体や、外部の学術・研究機関、和歌山県との連携をより強固なものとし、専門的知見の指導や、調査研究の実施を進めていく中で、専門職員が他分野の見識を深めていく機会を増やし、一般行政職員であったとしても、必要なアドバイスを外部から得られる体制を作っていく必要がある。

また、庁内関係部局の体制については、令和3年度の機構改革により、文化遺産関連業務が、伝建業務とともに教育委員会で実施することとなったため、令和2年度から行っている湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議の重要性が増すことになる。この連絡会議を通じて、文化遺産担当が専門知識を持って、庁内の様々な部局で行われる歴史や文化遺産に関連する事業を把握し、コーディネートしていくことが求められるとともに、他部局の担当者に少しでも歴史や文化遺産に対する理解を浸透させていくことが期待できる。

さらに、観光まちづくり関係団体や、紀州湯浅日本遺産協議会等といった観光系の組織、近隣や関連のある市町村とも連絡を密にし、湯浅町の歴史や文化遺産をめぐる様々な魅力の発信や、案内板やパンフレットといった来訪者への利便性の向上に関する事業を、ともに取り組む体制を継続していく。



---

## 湯浅町文化財保存活用地域計画

令和3年12月17日認定

監修・制作 湯浅町教育委員会

〒643-0002

和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1

編集・印刷 ナカシャクリエイト株式会社

---